

33 廃棄物関係用語

■あ 行

I S O 1 4 0 0 1

I S O (国際標準化機構) が発行する環境マネジメントシステム(環境に影響を与える(可能性のある)活動について、継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み。)に関する規格です。

RDF 化 (Refuse Derived Fuel=ごみに由来する燃料の意)

ごみの中から可燃物を分別、粉碎し、石灰等の添加剤を加えペレットに成形し、ごみ固形燃料にすること。RDF 化によりごみの容積は約 1/5~1/8 に減容化される。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」に分類されます。

エコアクション 21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境省が普及を進めている事業者向けの簡易な環境活動評価プログラムです。

幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ためのガイドラインとなっています。

N P O

N P O は Non Profit Organization の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域興しなど様々な分野で活動する団体が含まれます。

沖縄アジェンダ 21 県民会議

県では、地球環境問題に対し、足下から取り組みを進めていくための具体的な行動計画として、「みんなでつくる清ら島～おきなわアジェンダ 21～」を平成 13 年 5 月に策定しています。沖縄アジェンダ 21 県民会議は、「おきなわアジェンダ 21」を全県的に推進する母体として、事業者団体、市民団体、学識経験者、行政等のあらゆる主体の参加・協力のもとに設置された組織です。

■か 行

ガス化溶融

焼却と溶融を一体化した処理方式のひとつ。廃棄物を無酸素に近い状態で蒸し焼きにし、ガスと固体分に分離した後、これらが持つエネルギーを利用し高温燃焼（1,300～1,500度）させ残った灰分を溶融する方式。

通常の燃焼方式に比べ、ダイオキシンの発生が抑制、有害物質の分解、金属の分離が容易、灰溶融が可能などのメリットがある。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっています。生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が求められています。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」であり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の使用済み家電4品目の収集・運搬を小売業者に、回収・再商品化を製造者に義務付け、その費用を消費者などの排出者が負担することを規定した法律で、平成10年に成立し平成13年4月から施行しています。使用済みの家電1台ごとにマニフェストが付けられ、消費者からの引き取りから製造者に引き渡すまでの荷動きを管理します。

環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）し、分析・公表するための仕組みのことです。

環境保全型畜産確立推進協議会

家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等適切な処理により環境汚染の防止を図り、地域社会と調和した畜産経営を推進するとともに、堆きゅう肥の積極的な利用により環境保全型畜産の推進を図るため、指導機関の有機的な連携の下に効果的、効率的な指導を実施するために設置された協議会で、県の関係機関及び関係団体で構成します。

感染性廃棄物

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することが求められています。

くいまーるプロジェクト

食品残渣の飼料化・堆肥化による、持続的かつ循環型の養豚システムの確立を目指したプロジェクト。スーパーや飲食店から排出される事業系生ごみを回収し、堆肥・飼料化して、有機農家や畜産農家で利用しようとするものであり、沖縄のNPO法人を中心として実施されています。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

計画収集量

計画処理区域内で、市町村が直接又は委託業者若しくは許可業者により収集している一般廃棄物の量をいう。

経済的手法

環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的誘導策を与えることにより、環境負荷が少なくなるようにする手法で、税・課徴金、デポジット制度、ごみ処理手数料の有料化などが該当します。

■ さ 行

災害廃棄物

地震や洪水などによって、家屋等の建築物が倒壊したり、焼失・水没するなどして発生した家具類、家電製品、がれき類、家屋自体の解体廃棄物などをさします。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、を最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。埋立処分が原則とされています。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

最終処分場の種類

産業廃棄物の最終処分場は「安定型処分場」、「管理型処分場」「しゃ断型処分場」の3種類がある。「安定型処分場」は、ガラス陶磁器、金属くず、廃プラスチック類など腐敗や汚水の心配のない廃棄物を対象としている。「管理下型処分場」は、有機性の汚水がでる廃棄物を対象とし、シートにより汚水が地下に浸透しないようにしたうえで、汚水を集め処理を行う構造になっている。「しゃ断型処分場」は、有害物質を含む廃棄物を対象とし、汚水が外部に漏れ出すことのない構造となっている。

最終処分場の残余年数

当該時点で最終処分場の使用が可能な容量

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には①廃棄物となってしまう製品を循環資源としてそのまま、若しくは修理などを施して使用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理などを施して再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用（リサイクル）

廃棄物の全部又は一部を原材料として利用することです。再生利用のうち、廃棄物を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(瓶を碎いてカレットにした上で再度瓶を製造する等)、廃棄物から熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといいます。循環型社会基本法では、原則として、リユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされています。

サーマルリサイクル (thermal=熱の意)

可燃性の廃棄物を燃焼させて水蒸気や、温水などの加熱用の熱源やエネルギーを回収する技術である。廃棄物を単に焼却することは、限られた資源を浪費することであり、焼却時に熱の回収を行えば結果的に化石燃料が節約されることとなる。

廃棄物を燃焼させてエネルギーを回収する方法には、(1) そのまま燃焼させる (2) 成形加工燃料(RDF)に加工して燃焼させるなどが実用化している。

3 R

リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字をとったもの。3RのほかリフューズのRを加えて4Rで表す場合もあります。

- ①R e f u s e (リフューズ) : ごみになるものは買わない、断る。
- ②R e d u c e (リデュース) : 廃棄物の量を減らす。
- ③R e u s e (リユース) : 不要になったものを工夫して再度使う。
- ④Recycle(リサイクル) : 再生できるものは資源として再生利用する。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

自家処理量

計画収集区域内で、市町村等により計画収集されている以外の家庭系一般廃棄物でごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、又は自ら処分しているものをいう。

資源化率・リサイクル率（一般廃棄物の場合）

$$\text{資源化率} = \text{資源化量} \div \text{ごみ処理量} \times 100$$

$$\text{リサイクル率} = (\text{資源化量} + \text{団体回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{団体回収量}) \times 100$$

循環型社会形成推進基本法

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本方針を定めた法律で、廃棄物処理の優先順位を発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順と定めています。

集じん器（装置）

燃焼排ガス中のばいじんを除去するための装置で以下の種類がある。

(1) 電気集じん器(EP)

排ガスに高圧静電場を与え、ガスの一部をイオン化し、マイナスイオン化したガスは、ガス中に存在するダストを帯電する。帯電したダストは正極に付着する原理を利用した集じん器

(2) ろ過集じん装置

ばい煙をろ材に通してばいじんを付着捕集するもの。代表的な機種としてバグフィルターがある。

(3) 遠心力集じん装置

遠心力をを利用して気体と微粒子を分離し、分離されたばいじんを捕集するもの。代表的な機種としてマルチサイクロンがある。

集団回収

市民団体による資源ごみの収集で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与てるものをいいます。

焼却

「焼却」とは、廃棄物の減量、減溶化、安定、無害化を目的に廃棄物を燃やすこと。焼却後は、重量で約1/6、容積で約1/10～1/20に変化する。

浄化槽（＝合併処理浄化槽）

便所と連結してし尿と生活雑排水（台所や風呂等からの排水）を併せて処理して放流するための設備・施設であって、下水道、し尿処理施設以外のもの。

従来、し尿のみを処理する施設、すなわち「単独処理浄化槽」についても浄化槽の定義に含めていたが、浄化槽法の改正（平成12年6月改正〔平成13年4月施行〕）により、浄化槽の定義を変更し、「合併処理浄化槽」のみを指すものとした。

浄化槽法改正以前に設置された「単独処理浄化槽」については、浄化槽のみなし施設・設備として従来と同様に浄化槽法の適用対象としている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを、自動車メーカーと輸入業者に義務付ける法律。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレッダースト（車体を粉砕した後に残る破碎くず）、エアバッグの3種類。リサイクル費用は自動車の所有者が負担し、費用は新車の購入時などに支払う。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」のことであり、食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用を促進するための法律で、平成13年4月に施行され、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上させることが目標となっています。

生活系・事業系一般廃棄物

一般廃棄物のうち、発生形態により家庭から生じる「生活系一般廃棄物」事業所から生じる「事業系廃棄物」に分けられる。

生活排水

し尿と日常生活に伴う台所、選択、風呂等からの排水の総称。なお、生活排水のうちし尿を除くものを生活雑排水という。

ゼロエミッション

ある産業から出る全ての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物の排出をゼロにすることを目指す概念で、1994年に国連大学が提唱しています。

粗大ごみ処理施設

収集または持ち込まれた自転車、家具等のごみから金属類等の資源を回収する施設のこととで、近年は地域住民を啓発する機能を附加したリサイクルセンターの導入が多くなっている。

■た 行

ダイオキシン類

ダイオキシンとは、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）」の通称であり、これに「ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）」を加えてダイオキシン類といいます。なお、平成11年7月16日に公布された廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガスや排水などに含まれるダイオキシン類を規制した「ダイオキシン類対策特別措置法」において、PCDD及びPCDFに「コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）」を含めて「ダイオキシン類」と定義されました。通常は無色の固体で、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物質です。

TEQ

毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位。ダイオキシンは、塩素の数及び位置が異なる異性体の混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできません。そこで、ダイオキシンでは、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数（TEF）を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっている。このように異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値は、その数量から毒性影響を評価することができます。このようにして換算された数値には、重さの単位にTEQを付けて単純な物理量ではないことを明示することになっています。

団体回収

市民団体による資源ごみの収集で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているものをいう。

単独処理浄化槽

し尿のみを単独で処理する浄化槽のことです。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

直接搬入量

処理施設に事業者等により直接搬入されたごみから市町村が収集処理を委託又は許可した者から搬入されるものを除いたものをいう。

適正処理困難物

一般廃棄物のうち現に市町村が処理を行っているものであって、その適正な処理が困難となっていると認められるものについて、下記の4品目について厚生省が指定している。指定された廃棄物について市町村長は、一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して必要な協力を求めることができる。

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） ② 廃テレビ受像器（25型以上の大きさのものに限る。） ③ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る） ④ 廃スプリングマットレス

デポジット制度

預託払戻制度。製品本来の価格に、デポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預託金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとする制度です。

■な 行

燃焼方式

(1) 連続燃焼式

焼却炉内へのごみの送入、炉内のごみの移送かくはん、炉内からの灰の搬出等の各操作を連続的に行う燃焼方法。24時間連続稼働を「全連続燃焼方式」、16時間間欠稼働など間欠稼働を「准連続燃焼方式」という。

(2) バッチ式燃焼

連続焼却式に比べて焼却炉内へのごみの送入、炉内のごみの移送、炉外への灰の搬出などを間欠的になりやすい燃焼方式をいい、1日8時間稼働を基本とする。このうち、かくはん等を機械化したものを機械化バッチ燃焼式、それ以外を固定火格子バッチ燃焼式という。

■は 行

廃棄物

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。発生形態や性状等の違いから、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とします。

排出量

①一般廃棄物

収集量と直接搬入量、集団回収量を合計したものであり、市町村において正確に量が把握できるごみ量の合計をいいます。

$$\textcircled{O} \text{ 排出量} = \text{収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量} (\text{t}/\text{年})$$

1人1日あたり排出量は、排出量(t/年)を総人口及び年間日数(365日)で割ったもので、県民1人が1日に排出するごみの量をいいます。

$$\textcircled{O} 1\text{人}1\text{日} \text{あたり} \text{排出量} = \text{排出量} \div (\text{総人口} \times 365) \times 10^6 (\text{g}/\text{人}\cdot\text{日})$$

②産業廃棄物

産業廃棄物の発生量は、事業活動に伴い生じた不要物であって、産業廃棄物量及び有償物量を合計した量をいいます。有償物量とは中間処理されることなく、他者に有償で売却したことや、法令上は廃棄物に該当しないものをいいます。排出量は、発生量から有償物量を除いた量となります。

$$\textcircled{O} \text{ 排出量} = \text{発生量} - \text{有償物量} (\text{t}/\text{年})$$

ばいじん

燃焼によって生じるすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいいます。

分別収集計画

容器包装リサイクル法を受け、市町村や県が3年毎に策定する分別収集に関する計画をいいます。

ポリ塩化ビフェニール（P C B）

P C Bは、その耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に製造・輸入が禁止されました。しかし、P C B廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けており、平成13年にP C B廃棄物処理特別処理法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成28年までに処理を終えることとしています。

■ま 行

マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋を持参して、レジ袋を受け取らない運動で、ごみの排出抑制につながります。

マテリアルリサイクル

廃棄物をマテリアル（material=材料、原料の意）に戻す再生利用の方法。例えば、ある種のプラスチックを同種のプラスチックの原料として利用する場合に限らず、木材代替え材として加工して利用する場合や、近年は、高炉の還元剤などに利用する場合もマテリアルリサイクルとして扱われている。

マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬又は処分等を他人に委託する際、処理業者に対して廃棄物の種類、数量、形状等を記載した管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物処理の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことで、マニフェスト制度には、紙による複写式の伝票と、インターネットを活用した電子マニフェストがあります。

■や 行

溶融

重金属、ダイオキシン等の有害物質を含む焼却灰の安定・無害化等を目的に灰分等を加熱し液状にした後、冷却すること。

溶融スラグ

ごみの焼却残さ等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。溶融スラグ化するとダイオキシン類のような化学物質は分解され、重金属は溶融スラグのガラス質と一体化して外には出ないようになります。このような安全化を図って、JISの規格に適合した溶融スラグは路盤材やコンクリート骨素材等として再利用されます。

容器包装

商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、または当該商品と分離された場合に不要になるもの。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の容積の約6割を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクルを積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行しています。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化をするというそれぞれの役割分担が示されています。

34 廃棄物関係管轄保健所

名 称	担当課	電話番号	FAX番号	住 所	管轄市町村名
北部福祉保健所	生活環境班 環境保全グループ	0980-52-2636	0980-53-2505	〒905-0017 名護市大中2-13-1	国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部福祉保健所	環境保全班	098-938-9787	098-938-9779	〒904-2153 沖縄市字美原1-6-28	恩納村、宜野座村、金武町、うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市
中央保健所	環境保全班	098-836-1340	098-835-1014	〒902-0076 那霸市与儀1-3-21	浦添市、那霸市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
南部福祉保健所	生活環境班 環境保全	098-889-6799	098-888-1348	〒901-1104 南風原町字宮平212番地	豊見城市、南風原町、南城市与那原町、八重瀬町、糸満市西原町
宮古福祉保健所	生活環境班	0980-72-3501	0980-72-8446	〒906-0007 宮古島市平良東仲宗根476	宮古島市、多良間村
八重山福祉保健所	生活環境班	0980-82-3243	0980-83-0474	907-0002 石垣市字真栄里438番地	石垣市、竹富町、与那国町

35 一部事務組合

名 称	電話番号	FAX番号	住 所	構成市町村
倉浜衛生施設組合	098-937-9942	098-939-5676	〒904-2145 沖縄市字倉敷152	沖縄市、宜野湾市、北谷町
東部清掃施設組合	098-946-3014	098-946-6072	〒901-1301 与那原町字板良數1612	与那原町、南城市(旧佐敷町地域)西原町
糸満市・豊見城市清掃施設組合	098-994-1847	098-997-4737	〒901-0305 糸満市西崎町4-1	糸満市、豊見城市
本部町・今帰仁村清掃施設組合	0980-48-3171	0980-48-4705	〒905-0209 本部町字北里182	本部町、今帰仁村
中部北環境施設組合	098-972-6619	098-972-6629	〒904-2205 うるま市具志川字栄野比1211	うるま市、恩納村
島尻消防清掃組合	098-948-7070	098-948-7169	〒901-0602 南城市玉城字仲村渠1259	南城市(旧佐敷町地域を除く)八重瀬町
中城村・北中城村清掃事務組合	098-935-4040	098-935-3490	〒901-2302 北中城村字渡口2507	中城村、北中城村
中部衛生施設組合	098-972-7207	098-972-7207	〒904-2201 うるま市具志川字昆布1844	うるま市、読谷村、嘉手納町
金武地区消防衛生組合	098-968-5166	098-968-2429	〒904-1201 金武町字金武7745	金武町、宜野座村
比謝川行政事務組合	098-982-8221	098-956-5368	〒904-0201 嘉手納町字久得5	読谷村、嘉手納町
那覇市・南風原町環境施設組合	098-882-6701	098-833-6722	〒901-1105 南風原町字新川650	那覇市、南風原町
南部広域行政組合 (一般廃棄物最終処分場建設準備室)	098-998-8857	098-998-9420	〒901-0401 八重瀬町字東風平965	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町
国頭地区行政事務組合	0980-41-3500	0980-41-3600	〒905-1411 国頭村字辺土名3	国頭村、大宜味村、東村

36 關係団体

名 称	電話番号	FAX番号	住 所
(社)沖縄県産業廃棄物協会	098-890-4360	098-890-4361	〒901-2226 宜野湾市嘉数4-20-10
(社)沖縄県環境整備協会	098-835-8833	098-835-8832	〒901-1202 南城市大里字大里2013

37 市町村廃棄物担当課

市町村名	主管課名	TEL	FAX	郵便番号	住所
那霸市	環境政策課	098-951-3231	098-951-3230	900-0004	那霸市銘苅2-3-1
	クリーン推進課	098-889-3567	098-888-1274	901-1105	南風原町字新川641
	環境保全課	098-951-3229	098-951-3230	900-0004	那霸市銘苅2-3-1
	リサイクルプラザ	098-889-5355	098-889-5317	901-1105	南風原町新川641
宜野湾市	環境対策課	098-893-4411	098-893-7022	901-2710	宜野湾市野嵩1-1-1
石垣市	生活環境課	0980-82-1285	0980-83-9255	907-8501	石垣市美崎町14
浦添市	環境保全課	098-876-1234	098-876-9502	901-2501	浦添市安波茶1-1-1
	環境施設課	098-861-7153	098-861-7124	901-2128	浦添市伊奈武瀬1-8-1
	リサイクルプラザ	098-861-3196	098-861-3196	901-2128	浦添市伊奈武瀬1-8-2
名護市	環境衛生課	0980-52-0003	0980-52-1563	905-0006	名護市字宇茂佐1710-3
糸満市	生活環境課	098-840-8124	098-840-8154	901-0392	糸満市潮崎町1-1
沖縄市	環境課	098-939-1212	098-934-0609	904-8501	沖縄市仲宗根町26-1
豊見城市	生活環境課	098-850-5520	098-850-5820	901-0292	豊見城市字翁長854-1
うるま市	環境課	098-973-5594	098-973-6065	904-2292	うるま市みどり町1-1-1
宮古島市	環境保全課	0980-75-5339	0980-75-5349	906-8501	宮古島市平良字西里186
	クリーンセンター	0980-75-5121	0980-73-0367	906-0006	宮古島市平良字西仲宗根565-1
南城市	生活環境課	098-946-8981	908-946-8896	901-1292	南城市大里字仲間807
国頭村	環境衛生課	0980-41-2869	0980-41-3084	905-1411	国頭村字辺土名3
大宜味村	福祉課	0980-44-3002	0980-44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久157
東村	環境保健衛生課	0980-43-2205	0980-43-2184	905-1292	東村字平良804
今帰仁村	保険予防課	0980-56-2101	0980-56-5559	905-0492	今帰仁村字仲宗根219
本部町	保険予防課	0980-47-5602	0980-47-4576	905-0292	本部町字東5
恩納村	福祉環境課	098-966-1207	098-966-1266	904-0492	恩納村字恩納2451
宜野座村	住民生活課	098-968-8501	098-968-5113	904-1392	宜野座村字宜野座296
金武町	住民生活課	098-968-2460	098-968-3283	904-1292	金武町字金武1
伊江村	環境保健課	0980-49-2234	0980-49-5851	905-0502	伊江村字東江前53-1
	E&Cセンター	0980-50-6550	0980-50-6555	905-0501	伊江村字東江上2788
読谷村	健康増進課	098-982-9214	098-982-9210	904-0392	読谷村字座喜味2901
嘉手納町	いきいき健康課	098-956-1111	098-957-1440	904-0293	嘉手納町字嘉手納588
北谷町	保健衛生課	098-982-7033	098-936-4440	904-0192	北谷町字桑江226
北中城村	生活環境課	098-935-2233	098-935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場426-2
中城村	住民生活課	098-895-2131	098-895-3048	901-2493	中城村字当間176
西原町	健康衛生課	098-945-5013	098-944-6551	903-0220	西原町字嘉手苅112
与那原町	まちづくり課	098-945-7244	098-946-4597	901-1392	与那原町字上与那原16
南風原町	環境保健課	098-889-1797	098-889-7657	901-1195	南風原町字兼城686
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322	098-987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183
座間味村	環境衛生課	098-987-2320	098-987-2004	901-3496	座間味村字座間味109
栗国村	民生課	098-988-2017	098-988-2206	901-3792	栗国村字東367
渡名喜村	民生課	098-989-2317	098-989-2197	901-3692	渡名喜村字渡名喜1917-3
南大東村	福祉民生課	09802-2-2036	09802-2-2669	901-3895	南大東村字南144-1
北大東村	住民課	09802-3-4055	09802-3-4406	901-3992	北大東村字中野218
伊平屋村	住民課	0980-46-2142	0980-46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋251
伊是名村	建設環境課	0980-45-2004	0980-45-2144	905-0695	伊是名村字仲田1203
久米島町	環境保全課	098-985-2003	098-985-2856	901-3193	久米島町字比嘉2870
八重瀬町	環境保健課	098-998-8203	098-998-1144	901-0401	八重瀬町字東風平1318-3
多良間村	民生課	0980-79-2623	0980-79-2664	906-0692	多良間村字仲筋99-2
竹富町	自然環境課	0980-82-6191	0980-82-6166	907-8503	石垣市美崎町11
与那国町	まちづくり課	0980-87-2241	0980-87-2115	907-1801	与那国町字与那国129